

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づく事業を円滑に処理するための専門部会に関して、必要な事項を定める。

(専門部会の名称)

第2条 本会には次の専門部会を置く。

- (1) 研修部会
- (2) 調査・研究部会
- (3) 広報部会
- (4) 相談部会

(専門部会の所管事項)

第3条 専門部会の所管事項は各号に掲げるものとする。

- (1) 研修部会
 - 1 介護支援専門員研修の実施に関する事
 - 2 介護予防マネジメント研修に関する事
 - 3 生涯学習体系に関する事
 - 4 その他、目的達成に必要な事
- (2) 調査・研究部会
 - 1 介護支援専門員の処遇改善に関する事
 - 2 各種調査活動に関する事
 - 3 介護保険制度への提言に関する事
 - 4 その他、目的達成に必要な事
- (3) 広報部会
 - 1 広報活動に関する事
 - 2 介護保険制度の啓蒙、啓発活動に関する事
 - 3 書籍や刊行物の発行に関する事
 - 4 その他、目的達成に必要な事
- (4) 相談部会
 - 1 会員を対象とした相談活動に関する事
 - 2 県民を対象とした相談活動に関する事
 - 3 その他、目的達成に必要な事

(専門部会の事業)

第4条 専門部会は、その所管事項について検討し、理事会に意見を具申するとともに、会長の諮問に応ずる。

2 前項に定めるもののほか、専門部会は本会の規程又は理事会の議決に基づいてその所管事項について業務を執行することができる。

3 専門部会は、前項の規定により業務を執行する場合は、事務局と連携して行うもの

とする。

(専門部会の構成)

- 第5条 専門部会は、部会長、副部会長及び部員若干名で構成する。
- 2 部員の選任は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 部会長、副部会長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 4 専門部会には、それぞれに担当理事を配置する。

(任期等)

- 第6条 専門部会の部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 3 部員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

- 第7条 専門部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 2 それぞれの部会は、部員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 3 会長、副会長、理事及び事務局は、会議に出席し意見を述べることができる。

(細則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、この規程に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成22年度に選任された部員については、第6条規程にかかわらず、平成23年3月31日までの任期とする。